

○みなかみ町湯原温泉街駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

令和6年1月15日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、みなかみ町湯原温泉街駐車場の設置及び管理に関する条例（令和5年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(普通駐車の使用)

第3条 駐車場に普通駐車をしようとする者は、入場の際に駐車券（様式第1号）を駐車券発券機から抜き取り、出場の際に料金精算機に駐車券を挿入し、所定の使用料を納付しなければならない。

(特別駐車使用の申請)

第4条 条例第8条第2項の規定により駐車場の使用の許可を受けようとする者は、みなかみ町湯原温泉街駐車場使用許可申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、駐車場の使用を許可したときは、みなかみ町湯原温泉街駐車場使用許可書（様式第3号）及びみなかみ町湯原温泉街駐車場使用許可証（様式第4号）を前項の規定により申請した者に交付するものとする。

(催事等による駐車場の使用申請)

第5条 条例第8条第3項の規定により駐車場の使用の許可を受けようとする者は、みなかみ町湯原温泉街駐車場催事等使用許可申請書（様式第5号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、催事等による駐車場の使用を許可したときは、みなかみ町湯原温泉街駐車場催事等使用許可書（様式第6号）を前項の規定により申請した者に交付するものとする。

(駐車券の紛失)

第6条 使用者が駐車券を紛失したとき、又は毀損若しくは汚損したために料金精算機が読み取ることが不可能なときは、遅延なくその旨を町長に申し出て、指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、運転免許証、証拠書類等により、その者が当該自動車を出場させる権利を有する者であることを確認の上、出場させることができる。

3 町長は、前項の場合において、条例別表に定める使用料を徴収するものとする。

4 前項で徴収した使用料は出車後は返金しないものとする。

(使用休止による免責)

第7条 町長は、条例第9条の規定により駐車場の全部又は一部の使用を休止したときは、これによって生じた使用者の損害について賠償の責めを負わない。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(事故等の届出及び応急措置)

第8条 使用者は、駐車場内において次の各号のいずれかに該当する場合には、町長に直ちに届け出なければならない。

- (1) 使用者が交通事故を起したとき。
- (2) 使用者が施設又は他自動車を滅失し、損傷若しくは汚損したとき。
- (3) 使用者が自動車に異常又は被害を発見したとき。

2 町長は、前項の届出があった場合、被害又は事故の拡大のおそれがあると認めたときは、速やかに所要の措置をとらなければならない。

3 町長は、前項の措置により使用者の自動車に生じた損害については、賠償の責めを負わない。

(指定管理者に関する読替え等)

第9条 条例第23条第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合においては、第4条、第6条第1項及び第2項、第7条ただし書並びに第8条第1項及び第2項中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項、第7条及び第8条第1項中「使用者」を「利用者」と、第7条本文及び第8条第3項中「町長」とあるのは「町長又は指定管理者」と、様式第2号から様式第4号までの規定中「みなかみ町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第24条第1項の規定により利用料金が収受されている場合においては、第3条並びに第6条第3項及び第4項中「使用料」とあるのは「利用料」と、第6条第3項中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

↑	↑			
駐 車 券				
(PARKING TICKET)				
湯原温泉街駐車場				
<table><tr><td>1. 駐車券は、折ったり、曲げたり、濡らしたり、磁気のあるものに近づけたりしないでください。</td></tr><tr><td>2. 駐車券は、車内に放置しないでください。</td></tr><tr><td>3. 車のドア、トランク、窓は、必ず閉めてください。</td></tr></table>		1. 駐車券は、折ったり、曲げたり、濡らしたり、磁気のあるものに近づけたりしないでください。	2. 駐車券は、車内に放置しないでください。	3. 車のドア、トランク、窓は、必ず閉めてください。
1. 駐車券は、折ったり、曲げたり、濡らしたり、磁気のあるものに近づけたりしないでください。				
2. 駐車券は、車内に放置しないでください。				
3. 車のドア、トランク、窓は、必ず閉めてください。				

※備考 券の大きさは、縦9 cm以内、横6 cm以内とする。

様式第2号（第4条関係）

みなかみ町湯原温泉街駐車場使用許可申請書	
年 月 日	
みなかみ町長 様	
申請者 住所 氏名 電話	
みなかみ町湯原温泉街駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項により、次のとおり申請します	
車種・車名	
自動車登録番号	
自動車の所有者（使用者）の住所及び氏名又は名称	
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用目的	
緊急連絡先	電話
備考	

様式第3号（第4条関係）

<p>みなかみ町湯原温泉街駐車場使用許可書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">みなかみ町長</p> <p>みなかみ町湯原温泉街駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第2項により、次のとおり許可します。</p>	
車種・車名	
自動車登録番号	
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用料	
<p>遵守事項</p> <p>(1) 駐車するときは、使用許可証を駐車車両前面に掲示すること。</p> <p>(2) 駐車車両には、引火物、爆発物その他の危険物を積載しないこと。</p> <p>(3) 駐車場内での走行に際しては、徐行し、常に事故の予防に心掛けること。</p>	

様式第4号（第4条関係）

（表）

みなかみ町湯原温泉街駐車場使用許可証					
許可期間	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
みなかみ町長					

（裏）

注 意 事 項	
1	駐車中は、車両室内前部の見えやすいところに掲示してください。
2	本証の譲渡転貸は禁止します。
3	本証を紛失したとき、又は毀損若しくは汚損したときは、速やかに申し出てください。
4	許可期間が満了したとき、又は使用を中止したときは速やかに返納してください。

様式第5号(第5条関係)

みなかみ町湯原温泉街駐車場催事等使用許可申請書	
年 月 日	
みなかみ町長 様	
申請者 住所 氏名 電話	
みなかみ町湯原温泉街駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項により、次のとおり申請します	
使用目的	
主催団体名 担当責任者	団体名 責任者 住所 氏名 連絡先
許可期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
緊急連絡先	氏名 電話
備考	

【添付資料】

- ・催事計画書
- ・催事計画図
- ・その他各機関の許可書等

様式第6号（第5条関係）

みなかみ町湯原温泉街駐車場催事等使用許可書	
年 月 日	
様	
みなかみ町長	
年 月 日付けで申請のあったみなかみ町湯原温泉街駐車場催事等使用について、みなかみ町湯原温泉街駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項により、次の条件を付して許可します。	
使用目的	
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
担当責任者	
使用料	
許可条件	

注 天災、火災、盗難、事故等について、町では一切責任を負いません。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)